

2023 ティータイム通信

5

発行/人にやさしい家づくり
 株式会社 **みのりホーム**
 松山市福音寺町42番地6
Tel 089-976-0047
 [HP] [みのりホーム](#) 検索
 [E-mail] minor@minori-group.com



LINE Instagram

心のふれあいを大切に
 株式会社 **みのり商会**
 愛媛県松山市福音寺町42番地6
Tel 089-976-0050
 [HP] [みのり商会](#) 検索
 [E-mail] minor@minori-group.com



Instagram



斜めの地形に合わせて
 設計されたガレージのある家

完成見学会in南久米

5/13(土)~14(日)
 10時~17時

見どころポイント!!

- 1 主婦憧れの乾太くん・ルンバ・ペットコーナー完備
- 2 天然石のLDK壁面
- 3 収納がひろびろ15帖以上



●ご予約はホームページまたはお電話で
☎089-976-0047



場所はこちら



天然乾燥木材見学ツアー

～無添加住宅はこの木で作られる～

参加費
無料

期間 6月12日(月)～7月2日(日) 予約制

※平日もOKです!

今年も恒例の木材ツアーの季節がやってきました! 無添加住宅で使用されている木材を佐田岬の製材所で直に触れることができる年に1回この時期だけのイベントです。

木材についての深い話や実際の加工現場も見てまわられます。個別案内ですので、質問もしやすくお話も楽しくいただけます。当日は一枚板の卸売りや大黒柱もお得に購入が出来たりと、大変ご好評いただいています!



愛媛県西宇和郡伊方町二名津

天然乾燥状況



創業当初より約100年三崎特有の風通しの良い風を生かし天然乾燥にこだわった木材の製材を行っています。



事務所



製材所

地図

参加ご希望の方は、ご希望日をご連絡ください。
 ●みのりホーム

TEL:089-976-0047

社員紹介

賃貸管理・現場マネジメントの佐々木です。主に管理物件の定期清掃や、建築現場への資材運搬などを行っています。動き回るのが好きという性質から、この仕事に流れ着き、日々軽トラを足に走り回っています。どうぞよろしくお願ひします。



Sasaki

— 父と生きる —

日本の平均寿命は男性よりも女性の方が長い。なので単純に私は、母より父の方が先に逝くと思っていた。自分がアラフィフになり、ある程度は覚悟していたものの、まさかの母の方が先に逝ってしまった。

病に伏した母の介護は想像以上の大変さで、嵐のような毎日だった。その病の苦しきから、母から出る言葉には胸を締め付けられていた。父と母は仲が良かったが、母は苦しさを父に激しく当たることが多くあり、それは気の毒なほどだった。何度も心が折れそうになったが、父は「辛抱ぞ。お母さんが一番しんどいやから辛抱ぞ。」といつも笑顔と優しさで母に接していた。若い頃に高度成長期を経験した父は、仕事仕事の毎日だった。趣味は、テニス、ゴルフ、釣り。趣味なのか、付き合いなのか？休みは本当に家にいることはなかった。幼いころと一緒にいた記憶はない。退職後も趣味は変わらず、いつもどこかに行く人だった。

その父がどこにも行かずに母の介護を私と一緒にしていた。何とも不思議であった。

母が逝った後は、娘の私はやることに追われて感傷に浸る暇はなかったが、父は肩を落として「寂しい、寂しい…。どんなに怒られてもお母さんは自分の話し相手だった。」と言った。家族を顧みることなく仕事に走り抜き、自分の趣味を何よりも大事にしていた父も年齢を重ねて孤独を感じている

グループホームやわらぎ川内B棟
山本 直美



ということなのか？この言葉に私はうつむいた父の顔をじっと見た。そして初めて父に向き合った。母が亡くなり、父には今まで好きなことで培った友人や仲間がたくさんいることを知った。その友人や仲間に励まされ、寄り添ってもらっている姿には娘として感謝しかない。向き合うと今更ながらに父を知る。何より父がこんなに優しい人と知らなかった。思春期には父が嫌いで何年も話をしなかったし、大人になり嫌いではなかったが、会話は少なかった。この優しさを母は一人占めしていたのだろうか？損した気分である、。

父も高齢になり、物忘れも失敗も増えた。それを父も私も笑って済ませている。これからも大変なことも起きるだろうし、喧嘩をするかもしれない。でも母を思い、不器用に必死に介護した父の姿は、これからの時間を父と生きていくことも悪くないと思わせてくれている。



ホームページ <http://www.yawaragi-ehime.com/>

無添加
ニュースレター
MUTENKA NEWS LETTER

間違いだらけの日本の住宅!?
世界の屋根を研究する

「無添加住宅」の開発者は世界中の屋根を見て歩き、石の屋根が一番長持ちすることを知り、優れた石を輸入することも分かった。家を長持ちさせるにはこれしかないと思い、石屋根を採用したそうです。

石の種類によっては100年どころか1000年でも持ちますし、もし「無添加住宅」を建て替えなければならなくなったら、またその石屋根を使えるのです。これって最高のリサ

イクルであり、循環型社会の最たるものだと言えます。ちなみに旧北海道庁舎や東京駅の屋根で使われているのも「無添加住宅」と同じ粘板岩です。築100年以上経っていますが、寒い北海道でも全然平気です。

1994年、「無添加住宅」が初めて海外から粘板岩を輸入して神戸市で屋根を葺きました。その時の石のサイズは20センチ×30センチでしたが、この幅の3分の2を掛ける有効面はたったの3分の1になり、一列張ってもわずか6.6センチしか上がっていきません。結局3週間かかって葺き終え、「石屋根はなんと手間がかかるのだろう」となり、結果、経費が掛かりすぎて赤字になってしまったのです。

しかし、どんなに大変な作業でも屋根は絶対に石屋根でないと気が済まない開発者はある方法を考え出しました。その方法とは？来月をお楽しみに！



担当 小島

祝 上棟

松山市内で無添加住宅建築中です。県産材で建築中ののほりがあるように地産地消で補助金も利用可能です。

全ての木材は天然乾燥材にこだわって使用しています。天然乾燥材は油分がしっかり残るので、木に粘りあり長持ちします。



担当 寺川

コーラルストーンを貼ってます

ドミニカ共和国産のコーラルストーンは厚みが20ミリでサンゴや貝の化石がたくさん含まれていて迫力がありますね^^

サンゴや貝がコーラルストーンになるまで数万年。

悠久の歴史を普段の生活の中で感じるができます。更に消臭効果機能もある優れモノです。



2024年4月 相続登記が義務化となります!



3月号では、空き家の3,000万円控除を利用する場合は今年中に！ということでご紹介させていただきました。今月号では、2024年4月に相続登記が義務化されますのでそちらについて、ご紹介いたします!

ご自身の土地・ご両親の土地 登記簿をご覧になった事がありますか？

皆様をご所有されている土地、ご両親が所有されている土地の登記簿をご覧になったことはありますか？特に、相続によって代々受け継がれている土地、実際にご自宅が建っている土地については、当然ご自身の、ご両親の名義が登記されているとお考えになる方が多いと思います。ただ、実際に相続によって受け継いだ土地は、ご親族がお亡くなりになった悲しみとそれを忘れさせるかのように慌ただしく行われる各種手続き・そしてその後遺産分割協議…となると、相続登記は後回しになったり、登記手続き完了前に相続人のうちのひとりが亡くなり更に相続人が増えていき…という事も。

又、従来、相続登記は義務ではなく、法的に罰せられることもありませんでしたし、相続登記をしなければその不動産を売却したり担保に入れる事は出来ませんが、他方で、そういった理由がなければ、敢えて司法書士さんに支払う費用や登録免許税という費用を掛けてまで、登記をしないというケースもございます。実際に不動産オーナー様の登記簿を拝見していると、登記手続きが完了していない事も…。

「相続登記を義務化する」改正法が施行されるとどうなる？

しかし、一昨年に法改正が行われ、いよいよ来年の4月からこの相続登記が義務化となります。同法が施行されると、相続や遺贈により取得した不動産について、3年以内に相続登記をする事が義務付けられ、正当な理由のない申請漏れには罰則(過料)が課されます。又、この改正法は2024年4月の施行後に行われたものに限らず、遡及して適用される形となりますので既に相続していた土地も義務化の対象となる事に注意が必要です。法改正により、相続登記を3年以内に行う事が義務化されるという理由以外にも、相続登記をせずに放置する事には様々なリスクがあります。

- ①相続人のひとりが亡くなり、相続人が増えて遺産分割協議が纏まらない。<共有は共憂>
- ②相続人のひとりが認知症になり、遺産分割協議が困難になる(成年後見人が付く)。
- ③不動産の売却が出来ない・担保に入れられない

等々が挙げられますので、相続登記は先延ばしにせず、早めの対応が求められます。

ある謄本から…こんな心配共有不動産がありました。

Aさんは1980年に亡くなりました。土地面積は150坪。その後、Aさんの相続人Bさんが1982年に亡くなりました。その結果、1980年のAさん逝去時は4人の相続人だったが、2年後には8人の共有となった土地がございます。1980年から既に43年が経過。長命の時代ではありますが、近年中に共有相続人が合計で24人ともなりかねないお話です。今から売却して分ける事となっても、相続人の中におひとりでも認知症の方がいれば、後見人の選任から始めなければならない事となります。相続人が増える事で「共有不動産」が「共憂不動産」になりかねません…。

